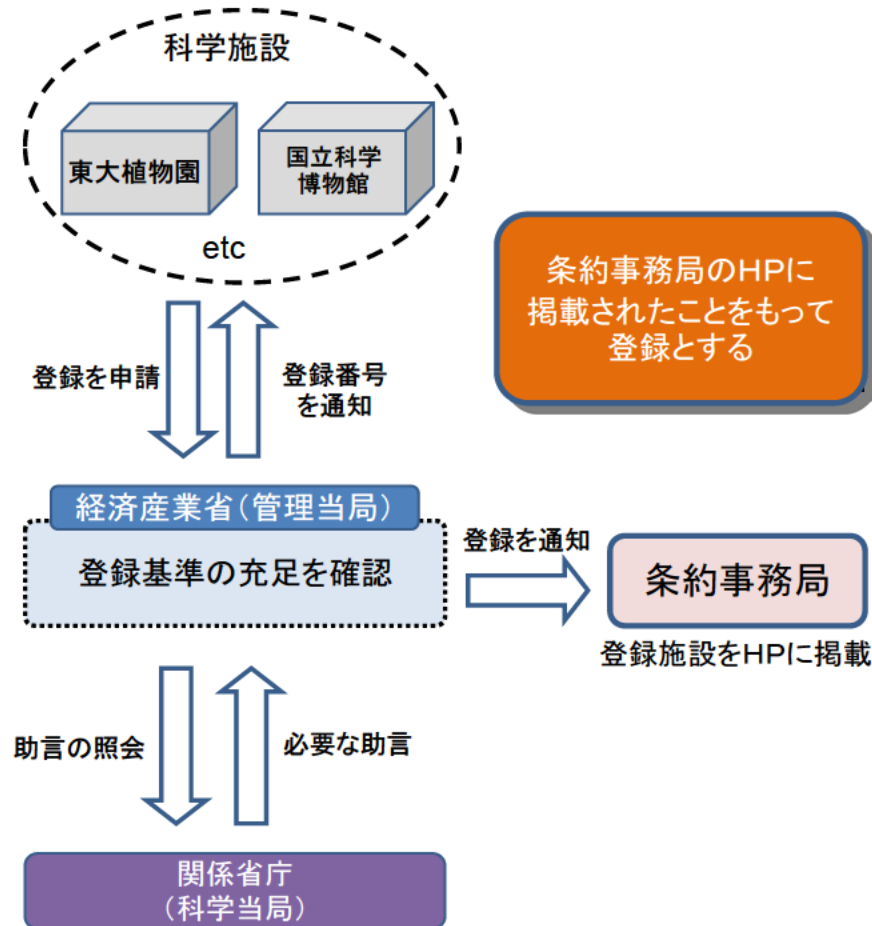


登録科学施設の登録の仕組み及び基準

登録の仕組み



登録の基準(決議11.15)

登録の目的

科学施設(学術研究を行う研究機関等)が、分類学及び種の保存に関する研究を行うために必要となる標本の科学的交換を促進すること

登録基準

- A. 動植物標本の所蔵品及びそれらの付属記録は、永続的に所蔵され、専門の者によって管理される。
- B. 所蔵標本は、他の施設の者を含む、すべての研究者に利用が可能である。
- C. 追加された所蔵品は、永続的に維持される目録に適切に記録される。
- D. 他の施設への貸与・譲渡の記録は、永続的に保持される。
- E. 標本の取得は、科学刊行物で報告される研究への利用を最大の目的として行われる。
- F. 研究に利用する際に便利のように、標本作製し、整理している。
- G. 標本ラベル、目録その他の記録に記載されるデータは、常に正確である。
- H. 標本の取得・所有は、法律を遵守して行われる。
- I. 附属書 I 掲載種の標本及びその標本から繁殖した標本は、施設が直接管理しており、商業的目的の利用を排除している。